

消防設備士試験

消防本部 予防課

☎974-0363

消防設備士試験

*試験日時：8月19日(日)

午前10時 開始

*試験の種類：甲種(特種、第1〜第5類)、乙種(第1〜第7類)

*試験会場：沖縄国際大学

*受験願書受付期間：7月9日(月)〜7月17日(火)

*受験案内書配布先

消防本部予防課及び各消防署

*受験受付方法

受験願書を試験研究センターへ郵送又は直接窓口へ持参

☆お問い合わせ先(財)消防試験研究

センター 沖縄県支部

那覇市壺川3-2-6 壺川ビル2階

☎055-710-1

<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

青い羽根募金

畜水産課

☎965-5624

青い羽根募金は海洋レジャーの事故や船舶の遭難の際の人命救助、及びその訓練機材の購入等、事故防止事業の資金として活用されます。

【募金期間】7月1日〜8月31日

【問い合わせ】(社)琉球水難救済会

☎080-5070

2007年県産品奨励月間

商工課

☎965-5611

7月は県産品奨励月間です。今年度は「美ら島生まれ キラリ輝く 県産品」の標語のもと広報キャンペーンや各種事業を実施してまいります。県民の皆様には、今一度県産品の良さを再認識され、これまで以上に愛用して頂くようお願い申し上げます。

県観光商工部商工振興課

☎060-2337

(社)沖縄県工業連合会

☎59-619-1

一定面積以上の土地取引には届出が必要です!

まちづくり課

☎973-5029

国土利用計画法では、一定面積以上の土地取引を行った際(うるま市の場合、5,000㎡以上)は、契約締結日を含めて2週間以内はその土地の所在する市町村に届出をする必要があります。

【届出が必要な土地の面積】

- ①市街化区域……2,000㎡
 - ②市街化区域以外の都市計画区域……5,000㎡
 - ③都市計画区域外……10,000㎡
- 詳しくは、県土地対策課へ

☎060-2040

<http://www.pref.okinawa.jp/tochi/todokede2/newpage1-1.html>

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設

資産税課

☎973-5394

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた次の要件を満たす住宅について、翌年度分の税額を3分の1減額します。(ただし、100㎡分までを限度)

【要件】

- 次のいずれかの者が居住する既存の住宅(平成19年1月1日以前から所有する住宅(賃貸住宅を除く。))
- ①65歳以上の者
- ②要介護認定又は要支援認定を受けている者
- ③障害者

●次の工事で、補助金を除く自己負担が30万円以上のももの

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床表面の滑り止め化

※確認の手続

- 対象者は、改修後3ヶ月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して資産税課に申告してください。
- 資産税課は、工事内容等を書類で確認するとともに、現地確認を行います。

知っていますか? 建退共制度

商工課

☎965-5611

この建設業退職金制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめた時に建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入出来る事業主…建設業を営む方
対象となる労働者…建設業の現場で働く人

掛金…月額310円

ホームページ「建退共」に、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください。
<http://www.kentai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

★詳しいことは、建退共沖縄支部へお問い合わせください。
☎876-5214

